解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年一月五日長岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十九日

新潟県長岡市上前島三丁目二七五番地一

前川東土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　和雄

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月十九日の静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十九日

静岡県掛川市連雀一番地の一四

掛川駅前東街区市街地再開発組合

代表清算人　落合　功

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十二月二十八日総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十九日

高知県宿毛市押ノ川一六七〇番地二

宿毛市押ノ川生産森林組合

清算人　押川　收一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月六日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月二十九日

福岡県行橋市大字元永字上ノ山八九八番地

宗教法人生目神社

清算人　高辻　安仁

公益信託細川正助記念基金平成二十九年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

個人一名に対し、総額二十四万円の奨学金給付事業を行った。

なお、本公益信託は平成二十九年十二月十一日山形県鶴岡市へ残余財産九五五、四六七円の寄附を行い基金を終了した。

平成三十年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託細川正助記念基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託東京日本橋ライオンズクラブ立川福祉基金第三十期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要

視覚障害者のためのボランティア活動を行う団体および視覚障害者福祉施設等への助成事業

助成金　五〇件　一二、三〇〇、〇〇〇円

二、財産目録　平成二十九年十二月十二日現在

資産合計　一四八、五六一円

負債合計　〇円

正味信託財産　一四八、五六一円

尚、本公益信託は信託目的の達成が不能となったため、当会計年度にて終了した。

平成三十年一月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託東京日本橋ライオンズクラブ立川福祉基金

受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区平和一条五丁目三番、最後の住所札幌市手稲区新発寒七条七丁目一番一号

被相続人　亡　谷本　賢史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所

相続財産管理人　弁護士　稲川　貴之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区山手町三五番地一、最後の住所福島県郡山市喜久田町字四十担五番地の一五七

被相続人　亡　一条　孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所福島県郡山市中町三五番地一、最後の住所福島県郡山市蓬山一丁目三番六号遠藤大助法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　宏昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県大沼郡会津美里町新屋敷字大久根甲一一四五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　江川　孝麿

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所福島県会津若松市中央一丁目五番二九号Ｂ．Ｓｔｅｐビル三〇一リンクス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　雄三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市台新一丁目二番、最後の住所福島県郡山市台新一丁目二番二八号

被相続人　亡　栗山　守弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

福島県郡山市八山田五丁目四二三番地

相続財産管理人　弁護士　伊藤　高史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県久慈郡大子町大字上郷二〇九七番地二、最後の住所茨城県久慈郡大子町大字上郷二〇二六番地二　被相続人　亡　鴨志田幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

茨城県水戸市南町一丁目三番二七号橋本ビル二階

相続財産管理人　弁護士　人見　光一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲一四番地、最後の住所茨城県つくば市漆所六五五番地一漆所団地二八号

被相続人　亡　佐藤　晨也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

事務所茨城県つくば市千現二丁目一番地六つくば研究支援センター内　つくば公園通り司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　小川　直宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田一丁目二番地、最後の住所埼玉県川口市栄町一丁目七番一六―二〇四号　カーサ川口　被相続人　亡　井下田浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十九日

埼玉県朝霞市東弁財二丁目一二番二一号

塩味法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野奈央子

第９期決算公告

平成30年1月29日

群馬県高崎市飯塚町1150番地

株式会社木家新

代表取締役　吉田　貞雅

貸借対照表の要旨

（平成29年8月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	10,466
	固定資産	58
	繰延資産	427
	合計	10,951
負債及び純資産の部	流動負債	41,891
	株主資本	△30,940
	資本金	3,000
	利益剰余金	△33,940
	その他利益剰余金	△33,940
	（うち当期純損失）	(4,809)
	合計	10,951